

## 旅館業規制の見直しに関する意見

(H29.2.23)

平成 28 年 12 月 6 日  
規制改革推進会議1. 改革の必要性

昭和 23 年に「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っている。過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないという指摘がある。

同法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心だが、こと細かな規制によらずとも、ICT の活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるものが多い。また、同法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくない。

現在、次期通常国会への提出に向けて、「民泊法案」とともに、旅館業法改正法案の検討が行われているが、その際、構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にする必要がある。

2. 改革の方策

(1) 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも、下記 A. の規制については撤廃し、下記 B. の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきである。

A. 客室の最低数  
寝具の種類  
客室の境の種類  
採光・照明設備の具体的要件  
便所の具体的要件

B. 客室の最低床面積  
入浴設備の具体的要件

(2) 構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが 1.8m 以上」等の要件は撤廃するとともに、ICT の活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合は適用除外とすべきである。

(3) 今後とも、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。

以 上